

1 次期計画に向けたアンケート調査の進捗について

(1) 次期計画について

◎現計画の期間

	平成 24 年度 (2012 年度) ～平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
総合保健福祉計画	(第 1 次)	(第 2 次)					
高齢者保健福祉計画	(第 6・7 次)	(第 8 次)			(第 9 次)		
介護保険事業計画	(第 5・6 期)	(第 7 期)			(第 8 期)		

現計画において、令和 2 年度末は、高齢者保健福祉計画（第 8 次）及び介護保険事業計画（第 7 期）については計画期間満了、上位計画である総合保健福祉計画（第 2 次）については計画期間の中間となります。

本分科会での検討や国・府の方針との調整、市民や介護事業者を対象に実施したアンケート調査結果の分析・考察などを経て、令和 2 年末ごろまでに計画案を取りまとめ、パブリックコメント等の手続きを踏んで計画を策定します。

なお、現在、同じく令和 2 年度末に計画期間満了を迎える、障害福祉関連 2 計画も次期計画の策定を進めており、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画も一体とした冊子の形での次期計画の編集・発行を予定しています。

現段階における、第 8 期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
介護保険事業計画	第 7 期介護保険事業計画			第 8 期介護保険事業計画		
				△市町村保険料改定		
制度改正等のスケジュール	2/25	12/27 取りまとめ	1～7月 ・調査結果、サービス給付実績等を分析・考察 ・計画に盛り込む内容を検討 8月 サービス見込量の設定作業 11月 大阪府との調整	法案提出	制度改正の施行	

(2) アンケート調査の進捗について

1 調査目的

本調査は、介護保険事業計画（第8期）を策定するため、高齢者の生活状況を把握し、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するのに必要な資料を得ることを目的として実施した。

2 調査項目

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

区 分	質 問 項 目	高 齢 者	
1. 回答者の属性	アンケートの記入者	○	
	性別	問 1	Q 1
	年齢		Q 2
	家族構成		Q 3
2. 介護・介助の状況	介護・介助の必要性		Q 4
	主な介護・介助者		Q 4－1
	経済的な現在の暮らしの状況		Q 5
	住宅形態		Q 6
3. 運動・閉じこもり	階段を手すりや壁をつたわずに昇ること	問 2	Q 1
	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がる		Q 2
	15分位続けて歩くこと		Q 3
	過去1年間に転んだ経験		Q 4
	転倒に対する不安		Q 5
	週あたりの外出頻度		Q 6
	昨年と比べた外出の回数		Q 7
	外出を控えていること		Q 8
	外出を控える理由		Q 8－1
	外出時の移動手段		Q 9
	外出する目的		Q 10
4. 口腔・栄養について	身長と体重	問 3	Q 1
	半年前に比べて固いものが食べにくくなったか		Q 2
	歯の数と入れ歯の利用状況		Q 3
	誰かと食事をする機会		Q 4
5. 日常生活について	物忘れが多いと感じるか	問 4	Q 1
	バスや電車を利用した一人での外出		Q 2
	自分で食品・日用品の買物		Q 3
	自分で食事の用意		Q 4
	食事の確保		Q 4－1
	自分で請求書の支払い		Q 5
	自分で預貯金のおし入れ		Q 6
	新聞、本、雑誌を読んでいるか		Q 7
	趣味・生きがいの有無		Q 8
	日常生活で使用している情報通信機器		Q 9

区 分	質 問 項 目	高 齢 者	
6. 地域活動について	地域活動の参加頻度	問 5	Q 1
	いきいきとした地域活動に参加者としての参加意向		Q 2
	いきいきとした地域活動に企画・運営としての参加意向		Q 3
	地域づくりの活動に参加した際の報酬		Q 3－1
	自宅以外の落ち着ける・安心できる場所		Q 4
	居場所の利用意向		Q 5
7. たすけあいについて	心配事や愚痴を聞いてくれる人	問 6	Q 1
	心配事や愚痴を聞いてあげる人		Q 2
	看病や世話をしてくれる人		Q 3
	看病や世話をしてあげる人		Q 4
	相談相手（家族・友人・知人以外）		Q 5
	近隣者との付き合い		Q 6
	近所や地域の人に手伝ってもらいやすいこと		Q 7
8. 健康について	主観的健康観	問 7	Q 1
	現在の幸福度		Q 2
	1 か月間にゆううつな気持ちになったりすることがあったか		Q 3
	1 か月間に物事に対して心から楽しめない感じがよくあったか		Q 4
	飲酒習慣		Q 5
	喫煙習慣		Q 6
	現在治療中または後遺症のある病気		Q 7
	かかりつけの医療提供者		Q 8
9. 認知症について	自身又は家族に認知症症状があるか	問 8	Q 1
	自身や家族が認知症になったら不安なこと		Q 1－1
	認知症に関する相談窓口		Q 2
	認知症の予防についての考え		Q 3
	認知症について知っていること		Q 4
	認知症についての考え		Q 5
	認知症に関する市の事業の認知度		Q 6
10. 人生の最終段階での医療・療養について	人生の最終段階での医療・療養について	問 9	Q 1
	家族や友人等と話し合ったか		Q 1－1
	自宅で療養生活を送るために必要な条件		Q 2
11. 高齢者施策全般について	市が重点を置くべき高齢者施策	問10	Q 1
	高齢者施策についての意見・要望		Q 1－1
	成年後見制度の認知度		Q 2
	成年後見制度の関心度		Q 2－1
	高齢者虐待を発見した場合の相談先		Q 3
	高齢者虐待防止のための地域での取組み		Q 4
	はつらつパスポート（みんなで連携編）の認知度		Q 5

【在宅介護実態調査】

区 分	質 問 項 目	在宅介護	
1. 回答者の属性	アンケートの記入者	A 票	問 1
	世帯類型		問 2
	施設等への入所・入居の検討状況		問 3
	家族や親族からの週あたりの介護状況		問 4
2. 主な介護者について	過去 1 年間で介護を理由に仕事を辞めた人	B 票	問 1
	主な介護者の年齢		問 2
	主な介護者の続柄		問 3
	主な介護者の性別		問 4
	現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等		問 5
	主な介護者の現在の勤務形態		問 6
	介護をするにあたって、調整している働き方		問 7
	働きながら介護を続けることの意向		問 8

【介護保険事業者調査】

区 分	質 問 項 目	介護保険事業者
1. 法人の概要	法人種別	問 1
	現在提供しているサービス	問 2
2. サービス提供に対する自己評価と質向上のための支援について	サービス提供に対する自己評価	問 3
	介護保険サービス外の事業の実施状況	問 4
	運営やサービス向上のために必要な情報や支援	問 5
3. 医療との連携について	医療機関との連携について取り組んでいること	問 6 (1)
	医療機関との連携について困難に感じること	問 6 (2)
	医療ニーズの高い利用者の受入状況	問 6 (3)
	看取りの体制の整備状況	問 6 (4)
	施設（事業所）での看取りに係わった実人数	問 6 (5)
4. 職員の処遇改善に向けた取り組みについて	平成 30 年度における介護職員の採用人数	問 7 (1)
	平成 30 年度における介護職員の離職人数	問 7 (2)
	外国人介護職員の採用状況	問 7 (3)
	職員の処遇向上のために取り組んでいること	問 8
	職員のキャリアアップを促すために取り組んでいること	問 9
5. 自由意見		問 10

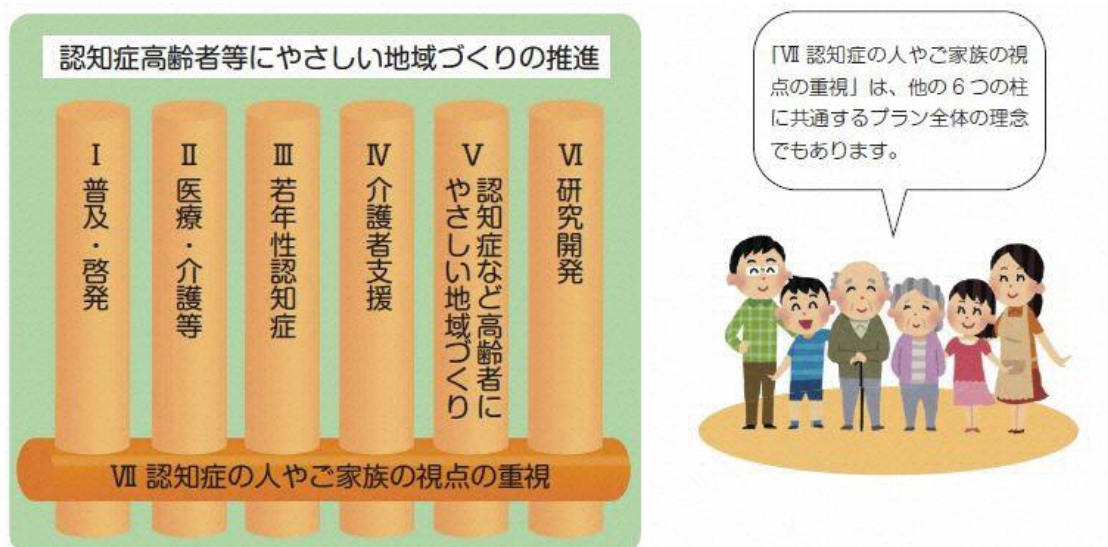
3 調査設計及び回収結果

	ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護保険事業者調査
調 査 対 象	要介護認定を受けていない 高齢者及び要支援認定者	在宅で生活している 要支援・要介護認定者	市内で介護保険サービスを提供している事業者
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収	郵送及び認定調査員 による聴き取り	郵送配布・郵送回収
調 査 期 間	令和元年11月20日～12月13日		
配 布 数	3, 0 0 0 人	1, 8 7 7 人	1 7 2 事業者
回 答 数	2, 3 1 4 人	1, 1 9 4 人	1 2 8 事業者
回 答 率	7 7 . 1 %	6 3 . 6 %	7 4 . 4 %

2 認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）の設置状況について

平成27年（2015年）に国の施策として「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定され（下図参照）、本市の総合保健福祉計画（第2次）「基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される」関連施策のひとつとして、認知症施策を掲げ取り組みを進めています。

本市においても「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」の実現に向けて、認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしい生活を維持するため、医療との連携、介護及び生活支援を充実することにより、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる「みんながやさしい街いばらき」を目指しています。



1 認知症カフェとは

認知症カフェは、新オレンジプランの7本柱のうち、「Ⅳ 介護者支援」の取り組みのひとつとして、認知症の人の介護者の負担を軽減するため、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う交流の場です。

【課題】

認知症カフェは、本来、当事者だけでなく地域の誰もが利用できるものではありますが、利用者の固定や認知症の人やその家族の利用が少ない状況にあります。介護者の負担軽減を図るためにも、カフェの利用促進についてすすめる必要があります。

2 いばらきオレンジかふえ設置状況（令和2年1月時点）

(1) かふえ区分

	啓発型	地域（住民）型	専門（機関）型
目 的	新オレンジプラン「認知症の人の介護者への支援」 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、 お互いを理解し合う場		
	「認知症についての地 域住民の理解の促進」	「認知症の人等が地域で孤立することを防ぐ」 「認知症の人等を支える地域づくり」	
スタッフ	認知症地域支援推進員 認知症サポーターなど	認知症サポーターなど	医療・介護専門職など
内 容	レクリエーションなど	勉強会・交流会など	学習・交流会など
頻 度	（2回／月）×4か月間	4回／年	4回／年
時 間	120 分	90 分	60 分

(2) 設置状況

項 目	平成 28 年度 (2016 年度) 計画策定時	令和元年度 (2019 年度) 令和 2 年 1 月時点	令和 2 年度 (2020 年度) 目標値
啓発型の実施場所数	2 か所	2 か所	30 か所
地域型の実施場所数	7 か所	8 か所	
専門型の実施場所数	5 か所	9 か所	
合 計	14 か所	19 か所	

(3) 令和元年度 登録および開設相談件数

（令和2年1月末日現在）

	地域型	専門型
相談件数	1 件	6 件
登録件数	0 件	1 件

※専門型は、1 件登録申請中

(4) 開設相談内容

①茨木小学校区：中央圏域（地域型）

個人で所有している建物の利用方法として、認知症カフェを検討。
収益につながる活動を希望されていたため、登録には至らなかった。

②清溪小学校区：北圏域（専門型）

令和元年 8 月より認知症カフェ開設。令和元年 11 月に登録。

デイサービス内にて実施。参加者同士での交流や楽器の演奏会等のイベントに加えて、フットケアセラピストによる無料のフットケアを行う。

③中津小学校区：中央圏域（専門型）

登録申請中。令和 2 年 2 月 28 日に初回開催予定。

クリニックの待合室で午前診と午後診の間に認知症カフェを開設予定。
ビルの 4 階にあるが、バリアフリー対応のため車いすでの来院も可能。

認知症についての講演会や相談会を実施予定。認知症カフェの開催時間中は、小型犬との触れ合いも行う予定。

④白川小学校区：東圏域（専門型）

施設内に「地域交流スペース」を作り、認知症カフェの開催を検討中。

開催日時を固定化するか決めかねている等、登録については検討段階である。

⑤天王小学校区：南圏域（専門型）

施設に併設している米蔵を改装し、地域の交流スペースを作ろうと考えている。その場所で、イベントやセミナーの開催を検討している。

認知症カフェは経験がないため、まずは独自に活動した上で、開設について検討することとなる。

⑥畑田小学校区：西圏域（専門型）

認知症カフェに関心があるが、事業所を開設したばかりで、スタッフの確保が難しい。

事業所は建物の 4 階で、エレベーターがない。立地や人員の状況的に現時点での認知症カフェ開設は難しい。

⑦豊川小学校区：北圏域（専門型）

令和 2 年 1 月 19 日（日）に、薬局のイベントで認知症カフェを開催。
主な利用者は、隣接の医療機関利用者。

店舗内で開催予定だが、薬局内でのスペースや駐車場の確保等に課題がある。

認知症カフェ開催への関心は高く、他のいばらきオレンジかふえに参加されている。登録に向けて、開催方法を認知症地域支援推進員と検討中。

3 生活支援体制整備事業について

【制度概要】

「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを行う事業

※生活支援コーディネーターとは

地域における高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を推進していくための調整役（コーディネーター）

《生活支援コーディネーターの活動内容》

- ①地域の高齢者のニーズや、地域に不足している介護予防や生活支援サービスの把握
- ②サービスの開発に向け、地域の関係団体等への働きかけ
- ③地域の関係団体間の情報共有や連携体制の整備
- ④サービスの担い手の発掘や養成、地域のニーズとサービスのマッチング

※協議体とは

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを行うための、定期的な情報共有・連携強化の場

＊第1層協議体・・・市域全体

＊第2層協議体・・・地域単位（本市では小学校区を想定）

【これまでの経過と取組】

平成27年度	事業開始（高齢者活動支援センター業務）
平成28年度	第1層協議体設置、第2層協議体モデル実施（1校区）
平成29年度	第2層協議体モデル実施（3校区）
平成30年度	実施体制を市直営へと見直し

※今期計画における取組は、10ページ参照

生活支援体制整備事業 今期計画における取組

【生活支援の担い手の養成、地域の高齢者のニーズ把握】

高齢者活動支援センターシニアプラザいばらきと連携し、地域の状況やニーズのヒアリングを行い、地域リーダーの養成のための専門コースの立ち上げへ向け取組を進めている。

【ニーズとサービスのマッチング】

生活支援コーディネーターが地域ケア会議に参加し、インフォーマルサービスの紹介とマッチングを行っている。

【資源開発】

- ・地域における高齢者を対象とした集いと医療相談の場づくり
- ・商業施設（イオンスタイル・イオンモール）における高齢者の居場所と出番の場づくり
- ・地域ニーズに基づく介護予防教室の立ち上げ
- ・コープこうべとの「高齢者見守り協定」の締結による高齢者の見守り体制の強化
- ・被災者への買い物支援
 - ⇒買い物マップの作成
 - ⇒市立老人デイサービスセンターの送迎車を活用したスーパーへの送迎
 - ⇒移動販売車の誘致

【地域の関係団体間の情報共有や連携体制の整備】

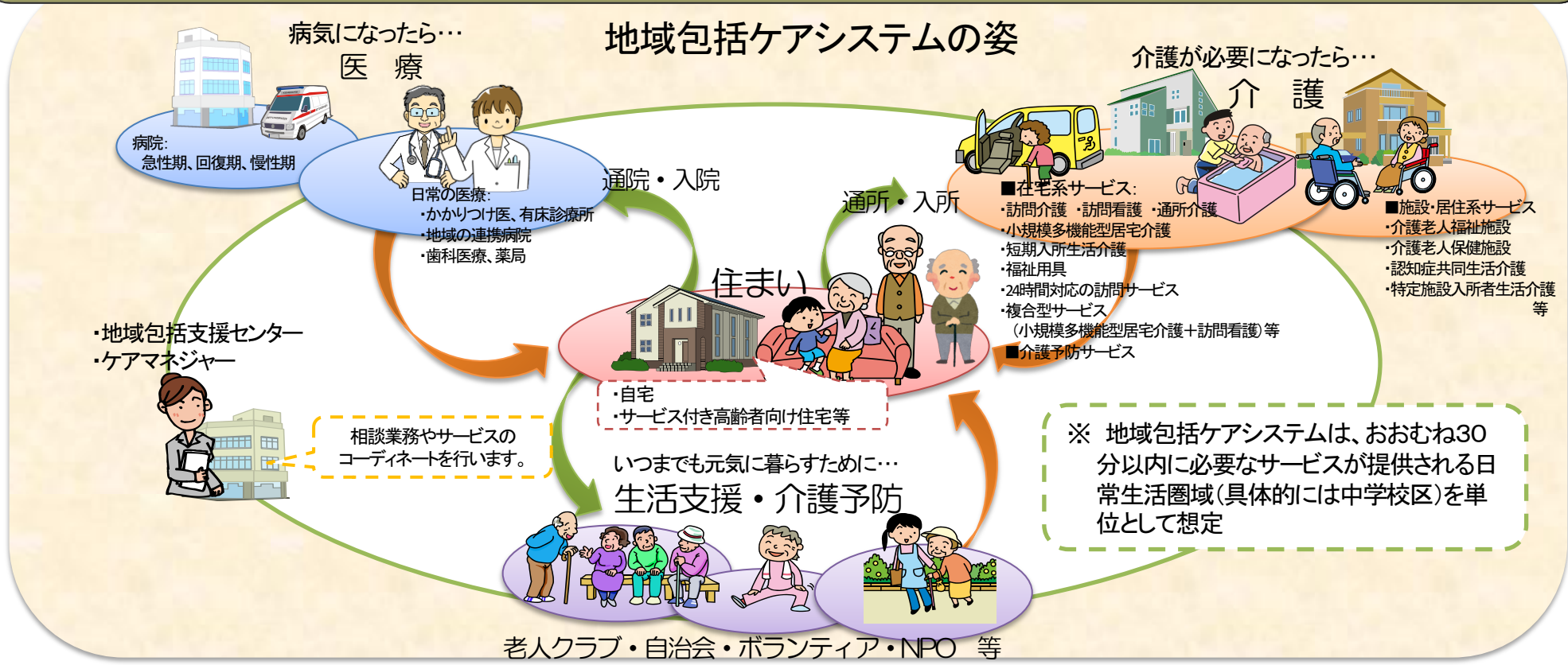
- ・高齢者生活支援体制整備推進協議会会合を通じた、参画団体間の情報共有、互助機能の強化へ向けた意識付けを実施
- ・健康福祉セーフティネット会議、地域ケア会議への参加を通じた地域の関係団体との情報共有や連携体制の整備に取り組み、第2層協議体機能との統合へ向けた情報収集を行っている。

【今後の展開】

総合保健福祉計画に定める「ネットワークの再編による発見・相談・見守り体制の機能強化」（茨木市総合保健福祉計画（第2次）45ページ）に基づき、既存の会議体の整理を目指す。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

